

日時 平成 24 年 1 月 16 日 (月)

9 時 30 分～

場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 確定申告会場設置に伴う署内レイアウトの変更について

(総務課)

(2) e-Tax の普及・拡大について

○別添 1 のとおり

(総務課)

(3) 平成 23 年分確定申告相談等の日程について

(個人課税部門)

○別添 2 のとおり

(4) 確定申告書の早期提出について

(個人課税部門)

○別添 3、4 のとおり

(5) 年金所得者申告不要制度について

(個人課税部門)

○別添 5、6、7 のとおり

(6) 個別記帳指導について

記帳指導対象者と連絡調整の上、2月上旬までに決算・申告指導を実施願います。

(個人課税部門)

(7) 平成 23 年分無料相談（深谷コミュニティセンター）の実施要領について

○別添 8 のとおり

(個人課税部門)

5 県税事務所からの連絡事項

○別添 9 のとおり

添付書類

- 1 法定調書（合計表）・個人の確定申告、今年から e-Tax を！ (総務課)
- 2 平成 23 年分確定申告相談の日程等 (個人課税部門)
- 3 平成 23 年分所得税の確定申告書等の提出（受付）名簿 (個人課税部門)
- 4 平成 23 年分関与先企業等の従業員に係る確定申告書等の提出（受付）名簿 (個人課税部門)
- 5 年金所得者の申告不要制度のご案内 (個人課税部門)
- 6 公的年金等を受給されている方へ (個人課税部門)
- 7 所得税の確定申告要否の判定表 (個人課税部門)
- 8 平成 23 年分深谷コミュニティセンターにおける無料税務相談実施要領 (個人課税部門)
- 9 県税事務所が変わります (県税事務所)

関東信越税理士会
熊谷支部会員 各位

平成 24 年 1 月 16 日
熊 谷 税 務 署

法定調書(合計表)・個人の確定申告、 今年から e-Tax のご利用を!

e-Taxの利用促進につきましては、ご理解とご協力を
いただきありがとうございます。

さて、法定調書(合計表)の提出期限は1月31日(火)
です。

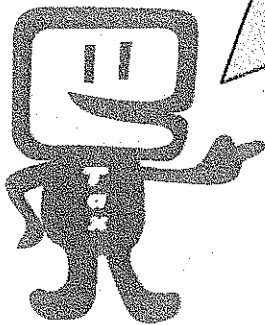
さらに、所得税等の確定申告書の提出時期となります。
つきましては、より多くの関与先から「税理士代理送信」
をご利用いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

e - T a x の 24 時間受付期間

平成 24 年 1 月 4 日 (水) ~ 3 月 15 日 (木)

【留意事項】

- ① 1月4日(水)から1月13日(金)までの月曜日から金曜日(祝日を除きます。)は、午前8時30分から午後10時30分まで利用可能です。
- ② 1月16日(月)から3月15日(木)まではメンテナンス時間を除き、24時間利用可能です。
- ③ 1月16日(月)は、午前8時30分から利用が可能です。
- ④ 毎週月曜日午前0時~午前8時30分の間はメンテナンスのため休止予定です。
- ⑤ 3月15日(木)の24時を過ぎて受信した平成23年分所得税確定申告のデータは、確定申告期限後に提出されたものとなりますのでご注意ください。



さらに便利で使いやすく!
ネットでどこでも申告・納税。

e-Tax

国税電子申告・納税システム

ご不明な点は、総務課長又は課長補佐
(048-521-2905:自動音声2)までお尋ねください。

平成23年分 確定申告相談の日程等

1 相談会場

| 会 場 | 相 談 内 容 | 日 程 |
|---|--------------------------------|--|
| 熊谷税務署 1階 受付開始AM8:30 相談開始AM9:00 | 申告相談 (所得税) | 1月4日 (水) ~3月15日 (木) |
| | 申告相談 (消費税) | 1月4日 (水) ~4月2日 (月) |
| | 申告相談 (贈与税) | 2月1日 (水) ~3月15日 (木) |
| | 青色コーナー | 3月5日 (月) ~3月9日 (金) |
| ※土・日曜日・祝日は開設せず、ただし、2/19と2/26の日曜日は、確定申告用紙の配布、申告相談、確定申告書の受付及び納付相談を行います (現金納付の窓口業務は行いません。) | | |
| 深谷コミュニティセンター 2階第一会議室 受付時間AM9:30~PM3:30 (正午~PM1:00は昼休み) | 申告相談 (所得税) (税理士無料相談) | 2月15日 (水) ~3月12日 (月) 土・日曜日は開設せず |
| 妻沼中央公民館 2階大会議室 受付時間 AM:9時30分~11時 PM:1時30分~3時 | 事前還付申告・説明会 (震災による雑損控除等) | 2月1日 (水)・2月2日 (木) |

2 申告書等提出場所等

| 会 場 | 応 対 業 務 等 | 日 程 |
|-------------|----------------------|----------------------|
| 熊谷税務署 1階ロビー | 記載済申告書收受 用紙配布 | 2月16日 (木) ~3月15日 (木) |
| 熊谷税務署 2階窓口 | 納税証明 納付 | 1月10日 (火) ~4月6日 (金) |
| | 税理士一括提出コーナー | 2月29日 (水) ~3月15日 (木) |

税務署長

平成23年分 関与先企業等の従業員に係る確定申告書等の提出(受付)名簿

| | |
|-------------|--|
| 税 理 士 氏 名 | |
| 住 所 | |
| 氏 名 (名称) | |
| 電 話 | |

| No. | 住 所 (市区町村名) | 氏 名 | 提 出 書 類 | | | | | | | | | | | | |
|-----|----------------|-----|------------|-------------------|------------|--------------|------------|------------|---------------------|-----------------------|--------------------|---------------|-----|--|--|
| | | | 所得稅 申告書 | 青 色 申 告 決算書 | 収 支 内訳書 | 譲渡所得 関係書類 | 贈与稅 申告書 | 消費稅 申告書 | 税理士法 第30条の 書面 | 税理士法 第33条の 2の書面 | 預貯金 口座振替 依頼書 | e-Tax 添付書類 | その他 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | | | | | | | | | |

- (注) 1 当名簿は、2部(提出用及び控用)作成し、確定申告書等の提出書類とともに提出してください。
 2 「提出書類」欄は、該当する箇所に○印を付してください。
 3 該当する書類の欄がない場合は、「その他」欄に書類名を記載してください。

平成 24 年 1 月
税 務 署

年金所得者の申告不要制度のご案内

税務行政につきましては、日頃からご理解とご協力をいただきありがとうございます。

平成 23 年度の税制改正において、年金所得者の申告不要制度が創設され、一定の要件に該当する公的年金等に係る雑所得のある方については、平成 23 年分以後の所得税の確定申告書の提出が不要となりましたので、ご案内いたします。

※ 申告不要に該当する場合であっても、市区町村の住民税の申告が必要な場合があります。

【年金所得者の申告不要制度の概要】

平成 23 年分以後の所得税について、その年において、公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が 400 万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、その年分の所得税について確定申告書を提出することを要しないこととされました。

【国税庁ホームページが便利です】

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面案内に従って金額等を入力することにより、所得税の確定申告書を作成することができます。

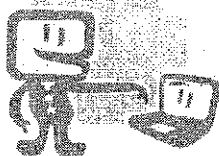
また、「確定申告書等作成コーナー」では、所得税の確定申告が不要であるか自動判定を行い、申告不要に該当する場合には、画面にメッセージが表示されます。

なお、申告不要に該当する場合であっても、所得税の還付金がある場合には申告不要のメッセージは表示されません。

この場合には、作成した確定申告書データを「確定申告書等作成コーナー」から e-Tax を利用して直接送信するか、紙に印刷して税務署に郵送等で提出することにより所得税の還付金を受け取ることができます。

ご自宅等で「国税電子申告・納税システム (e-Tax)」をこれまでご利用いただいたことがない場合は、平成 23 年分の確定申告に際して、是非ご利用いただきますようお願いいたします。

年金所得者の申告不要制度についてお分かりにならないことがありましたら、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。



公的年金等を受給されている方へ

～ 平成 23 年度税制改正のお知らせ ～

公的年金等の収入金額が 400 万円以下 (※) で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、所得税の確定申告書を提出する必要がなくなりました。

この改正は、平成 23 年分以後の所得税について適用されます。

- この場合であっても、医療費控除や雑損控除などによる所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。
- この場合であっても、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除など、確定申告書の提出が控除適用の要件となっている控除を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。
- 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関するご質問は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

※ 複数の公的年金等を受給されている場合は、その収入金額の合計

○ 「公的年金等に係る雑所得以外の所得」で主なものの所得金額の計算方法は、次のとおりです。

| 所得の種類 | 所得の内容 | 所得金額の計算方法 |
|---|---------------|--|
| 給与所得 | 給与・賞与、パート収入など | 給与等の収入金額 - 給与所得控除額 なお、給与等の収入金額が 85 万円を超える場合には、所得金額は 20 万円を超えることとなります。 |
| 雑所得 (公的年金等以外) | 個人年金、原稿料など | 総収入金額 - 必要経費 |
| 配当所得 ※上場株式等に係る配当所得の申告不要制度を選択した場合を除きます。 | 株式や出資の配当など | 収入金額 - 株式などの元本取得に要した負債の利子 |
| 一時所得 | 生命保険の満期返戻金など | {総収入金額 - 収入を得るために直接要した金額 - 特別控除額 (最高 50 万円)} × 1/2 |

○税に関する情報は国税庁ホームページへ

www.nta.go.jp

国税庁

検索

○確定申告する場合には e-Tax が便利です!

www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

所得税の確定申告要否の判定表

平成23年分の公的年金等の源泉徴収票をご用意ください！

平成23年分 公的年金等の源泉徴収票

| | | | | | | |
|----------------|--------|--------|-----|-----|-----|-----|
| 支払を受ける者 氏名 | 住所又は居所 | 年月日 | 1期前 | 2大正 | 3昭和 | 4平成 |
| 区 | 支払金額 | 源泉徴収税額 | | | | |
| 法第203条の3第1号適用分 | | | | | | |
| 法第203条の3第2号適用分 | | | | | | |
| 法第203条の3第3号適用分 | | | | | | |

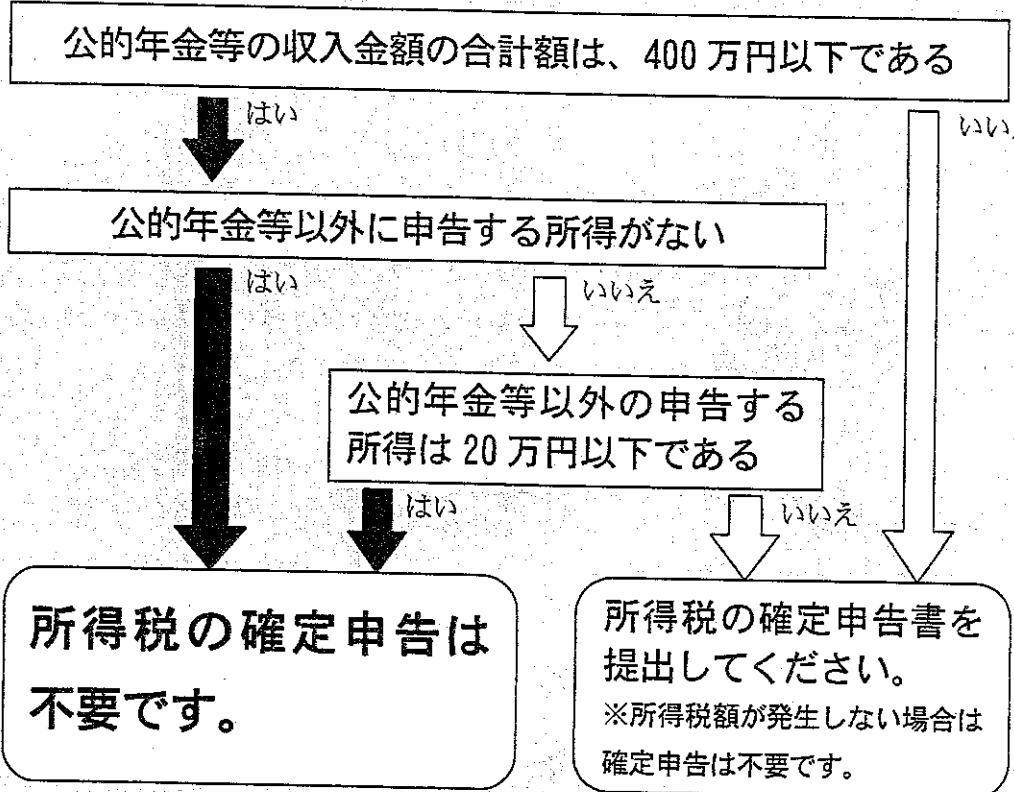
平成23年分 公的年金等の源泉徴収票

| | | | | | | |
|---------------|--------|--------|-----|-----|-----|-----|
| 支払を受ける者 氏名 | 住所又は居所 | 年月日 | 1期前 | 2大正 | 3昭和 | 4平成 |
| 区 | 支払金額 | 源泉徴収税額 | | | | |
| 法203条の3第1号適用 | | | | | | |
| 法203条の3第2号適用 | | | | | | |
| 法203条の3第3号適用 | | | | | | |

- ①平成23年分のご本人様の源泉徴収票をご用意ください。
- ②源泉徴収票の支払金額が公的年金等の収入金額です。
- ※ 複数ある場合は合計した金額を記載してください。

あなたの公的年金等の収入金額は

万円



(注1) 所得税の確定申告が不要な方であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

(注2) 所得税の確定申告が不要であっても、源泉徴収税額がある方で、医療費控除や雑損控除(※)などの適用により所得税の還付がある場合は、所得税の確定申告書を提出することができます。

※ 東日本大震災や平成23年7月新潟・福島豪雨などの災害などにより、住宅や家財などに損害を受けた方は、雑損控除等の適用により、所得税の全部又は一部を軽減することができる場合があります。

平成23年分 深谷コミュニティセンターにおける
無料税務相談 実施要領

- 1 会場：深谷コミュニティセンター 2階「第一会議室」
(深谷市本住町17-1)
- 2 実施期間：平成24年2月15日(水)～3月12日(月)
- 3 受付時間：午前9時30分～午後3時30分(正午～午後1時は、昼休みです。
混雑状況により、受付時間を変更する場合があります。)
(会場利用可能時間：午前9時～午後4時)
- 4 集合時間：午前9時00分(2階「第一会議室」)

○ 昨年度と異なる点・本年度の留意点等

(1) 年金所得者申告不要制度への対応

確定申告書等作成コーナーにおいては、税額の算出前までの入力終了時に申告不要に該当する場合に、確定申告書の提出が不要である旨メッセージが表示されます。

当会場において、このメッセージが表示された場合には、納税者に住民税申告書を交付して住所・氏名のみ記載を指導し、確定申告書第二表及び添付書類を添付の上、預かることを考えています。

なお、確定申告書第二表については、作成コーナーの提出方法を書面出力に切り替えた上で、確定申告書第二表のみを出力が可能です。

詳細については、地方団体と協議の上、後日連絡いたします。

(2) 本年度も原則として、電子申告による申告書作成(送信)を行ないます。

(3) 1人に1台パソコンを配備して申告相談を行なうため、個別相談形式となります。

(4) 本年度も署の相談会場に設置するものと同じ「作成コーナー用パソコン」を使用します。(国税庁HP内の「確定申告書作成コーナー」は使用しません。)

(5) 利用者識別番号の重複付番を防ぐ目的で、「利用者識別番号検索システム」を活用します。(署職員が操作します。)

(6) 本年度も署の相談会場の「作成コーナー用パソコン」を使用するため、申告書データの送信に当たっては、税理士の電子証明書は使用しません。また、納税者の電子証明書も必要ありません。(ただし、電子証明書等特別控除は適用できず、また、第三者作成添付書類の提示又は提出は省略できないことにご留意願います。)

(7) 電子申告により申告書の送信を行った後、出力される「申告書等送信票(兼送付書)【提出用・控用】」・「申告内容確認票」には、原則、収受印は押印しません。

(8) 署職員が会場サポートとして1日常駐します。(收受印を持参して、收受も行ないます。)

(9) 開場前の事前打合せ等が必要なため、午前9時集合とさせていただきます。

1 集合時刻

集合時刻は午前9時となります。

2 開場前の準備等

(1) 受付担当として1名従事していただきます。(あらかじめ受付担当の方の決定をお願いします。)

(2) 税務署から連絡事項等があれば署職員よりお伝えします。

3 相談時の留意事項

(1) 受付担当 (1名)

イ 番号札を納税者に配付します。

ロ 受付表にチェックを記入し、来所人数を記録します。

ハ 番号札に対応した添付書類提出用シート(一連番号あり)と本人が持参した源泉徴収票等を預かりクリアファイルに入れて保管します。

(納税者が持参した「お知らせはがき」もしくは「お知らせ通知書」、前年以前の「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知」、「申告書等送信票(兼送付書)」及び「即時通知書」等から利用者識別番号(16桁)を確認しますが、納税者が利用者識別番号を取得しているか不明な場合又は当日確認できない場合には、クリアファイル内の源泉徴収票等により署職員がパソコンで利用者識別番号の検索を行い利用者識別番号の有無を確認します。)

ニ 待合場所へ誘導します。(医療費等の集計がされていない方は、記載所へ誘導します。)

ホ 順次、相談担当税理士への誘導と案内を行ないます。(番号順に呼出案内を行ないます。)

※1 開場時間前に来場者が混み合ってしまった場合には、事前に番号札を配付するなど、受付順に案内できるよう配慮をお願いします。

※2 昼休み前(午前11時ごろ)や相談受付終了前(午後3時ごろ)の会場の混雑状況により面接可能人数を考慮し、必要に応じて受付時間の調整をお願いします。

※3 受付は、原則午後3時30分までです。(時間になり次第「受付終了」の札を入口に掲げます。)

(3) 相談担当 (4~5名)

イ 利用者識別番号がない場合、申告書作成コーナー用パソコンを使用して、「電

子申告・納税等開始届」を送信し、番号を取得します。送信の際、別紙1「利用者識別番号等の通知」が印刷されます。

ロ そのまま次の画面（申告書作成コーナー）で、申告書データの作成を行うことができます。利用者識別番号取得コーナーから申告書作成コーナーに連続して行うことにより住所・氏名・利用者識別番号の入力は不必要となります。

ハ 利用者識別番号がある場合、直接「申告書作成コーナー」で申告書データの作成を行います。（利用者識別番号の入力誤りに注意してください。）

ニ 申告データ送信後、別紙2「申告書等送信票（兼送付書）【提出用】」、別紙3「申告書等送信票（兼送付書）【控用】」、別紙4「即時通知（本人用）」、別紙5「申告内容確認票」が出力されます。

納税者には別紙1「利用者識別番号等の通知」（新規取得者のみ）、別紙3「申告書等送信票（兼送付書）【控用】」、別紙4「即時通知（本人用）」、別紙5「申告内容確認票」及びe-Tax推進のパンフレットを交付し「重要書類在中」の封筒を渡してください。

ホ 「申告書等送信票（兼送付書）【提出用】」は、源泉徴収票等を貼付した添付書類提出シートまたは、添付書類を封入した添付書類提出用封筒と医療費控除の明細書等とともにクリアファイルに入れ、提出箱に入れてください。

※1 「申告書等送信票（兼送付書）【提出用・控用】」及び「申告内容確認票」には、原則、收受印を押印しません。

※2 電子申告であっても添付書類については、原則提出するよう指導してください。

また、納税者が医療費の領収証や証明書等の返戻を希望した場合は、署職員が添付書類を確認した後、納税者へ返戻します。

4 昼休み（正午～午後1時）

昼休みの時間帯は受付を行いません。

昼食場所は、深谷コミュニティセンター2階「和室」となります。（昼食は、税理士会で用意しています。）

※ 「和室」の利用可能時間は、原則、午前11時30分から午後2時30分までです。利用した後は利用前の状態に戻していただくようお願いします。

5 受付終了後（午後3時30分受付終了）

相談会場の利用可能時間は午後4時までとなっておりますので、当日の反省点や改善点等がありましたら、署職員にお伝えください。

6 その他

(1) パソコンのトラブル時は、担当の署職員へ連絡してください。

- (2) 誤送信時に印刷した用紙等については、担当の署職員へ引継いでください。
- (3) 納税者との申告相談が終了した際に、忘れ物等がないか確認をお願いします。

○ 利用者識別番号等の通知

開始届出(個人の方用) 作成コーナー

PC名称:

利用者識別番号等の通知

送信された内容を受け付けました。

受付番号: [REDACTED]

提出年月日: 平成23年 [REDACTED]

提出先: 所沢税務署

国税 太郎 様

国税電子申告・納税システムへご登録いただき、ありがとうございました。

国税電子申告・納税システムをご利用いただくために必要な利用者識別番号と暗証番号は以下のとおりです。
この画面を「印刷」しておくことをお勧めします。

| | |
|------------------------|------------|
| 利用者識別番号 (半角数字・16けた) | [REDACTED] |
| 暗証番号 | a1234567 |

利用者識別番号と暗証番号について

※e-Taxをご利用の際には、電子証明書の取得、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

※電子納税のみをご利用の場合には、電子証明書の取得は不要です。

送信した内容について誤りがある場合は、提出先の税務署にお問い合わせください。
(お問い合わせの際には、利用者識別番号をご用ください。)

○ 即時通知 (本人用)

即時通知(所得税)

本人用

以下のとおり電子申告等データを受信しました。

| | |
|---------|------------------|
| 受付日時 | 2011/ [REDACTED] |
| 利用者識別番号 | [REDACTED] |
| 受付番号 | [REDACTED] |

【お知らせ】

来年はぜひ自宅からe-Tax!

○ 国税庁ホームページからe-Tax

ご自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、e-Taxにて直接申告書等を送信することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

○ 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院などの名称・支払金額等）を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます（税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。）。

○ 還付がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています（3週間程度に短縮。）。

申告内容確認書

平成27年分の所得税の申告内容確認書
住所: 埼玉県川口市上野 1-1-1
氏名: 園税 太郎

収入金額等
所得金額
所得から差し引かれる金額に関する事項

所得の内訳 (源泉徴収簿)
収入金額
源泉徴収額

特別適用条文等
所得から差し引かれる金額に関する事項

住民税、事業税に関する事項
所得から差し引かれる金額に関する事項

所得から差し引かれる金額に関する事項
所得から差し引かれる金額に関する事項

所得から差し引かれる金額に関する事項
所得から差し引かれる金額に関する事項

Table with columns for income types (給与収入, 退職所得, etc.), amounts, and tax details. Includes a section for '所得の内訳' and '所得から差し引かれる金額'.

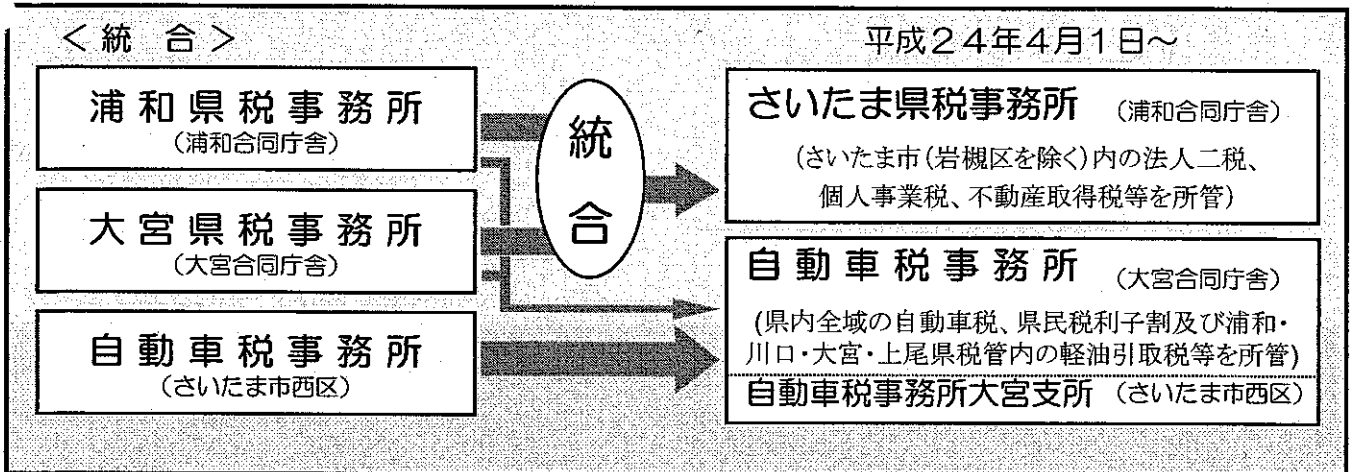
Table for '所得から差し引かれる金額' (Amounts deductible from income), including sections for '住民税、事業税に関する事項' and '所得から差し引かれる金額に関する事項'.

Table for '所得から差し引かれる金額' (Amounts deductible from income), including sections for '所得から差し引かれる金額に関する事項' and '所得から差し引かれる金額に関する事項'.

県税事務所が変わります

埼玉県税務局

- 平成24年4月1日から浦和県税事務所と大宮県税事務所が統合し、さいたま県税事務所になります。場所は現在の浦和県税事務所と同じです。
- 自動車税事務所が、現在の大宮県税事務所の場所に移転し、大宮県税事務所の事務の一部を引き継ぎます。
- 現在の自動車税事務所には、大宮支所を新設し、引き続き窓口業務を行います。



- 県税事務所の取扱う税目を次のとおり変更します。

| 税目 | 現行 | 平成23年7月1日～ | 平成24年4月1日～ |
|------------------------------|-------------------|-------------------|------------------------|
| 法人県民税、法人事業税、個人事業税、不動産取得税、狩猟税 | 全県税事務所 | 全県税事務所 | 全県税事務所 |
| 県民税利子割、鉾区税 | | | |
| 県たばこ税 | 大宮県税事務所 | 大宮県税事務所 | 自動車税事務所 |
| 県民税(配当・株式等譲渡所得割) | 浦和県税事務所 | | |
| ゴルフ場利用税 | 全県税事務所 | 大宮・川越・熊谷・春日部県税事務所 | 自動車税事務所、川越・熊谷・春日部県税事務所 |
| 軽油引取税 | 大宮・川越・熊谷・春日部県税事務所 | | |
| 自動車取得税、自動車税 | 自動車税事務所 | 自動車税事務所 | 自動車税事務所 |

※県税事務所の統合に先立ち、下線部の税目については、平成23年7月1日から事務を集約しました。